



雪解の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

寒い日々が続きますので、ご体調にお気をつけてお過ごしください。

重要情報

1. 消費税二割特例個人のみ延長

年商1千万円以下で本来免税となる事業者がインボイス登録で課税になった場合に適用できる二割特例は、R8.9月で終了予定でしたが、個人事業主に限りR10年分まで三割特例として延長されることになりました。

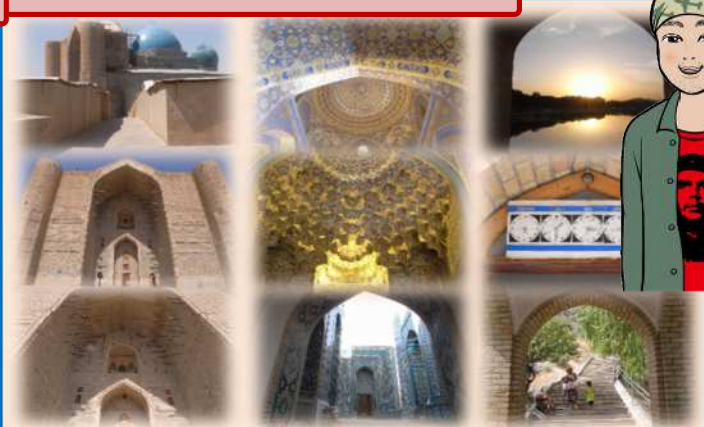
2. 非登録事業者からの仕入の経過措置延長

インボイス非登録事業者からの課税仕入については、R8.9月まで仮払消費税の8割を、R11.9月までは5割を仕入税額控除の対象にできましたが、R10.9月まで7割、R12.9月まで5割、R13.9月まで3割と遞減延長されます。

3. 貸付用不動産の評価方法の見直し

R9年から相続・贈与等の5年以内に購入した貸付用不動産は、従来の路線価等評価ではなく通常の取引価額で評価することになりました。不動産小口化商品についても同様で、相続直前の不動産投資による節税策が封じられます。

元バックパッカー赤羽の旅断(バツ)



シルクロード横断！ 悠々悪食紀行(2008年)-13中央アジア諸国
カザフスタンの聖地ヤサウイ廟はイスラム神秘主義の聖人の墓、それが私にとって初めてのイスラム体験でした。幾何学模様とアーチ形、ドーム型による徹底した空間の創造がイスラムならではの。頭を使わずとも没入できる世界観と物語、潜在意識への哲学の植え付けこそ、宗教の持つ本質だと思います。悪用されることも多かつたかもしれませんが、危うさを差し引いてなお公共の福祉が得られるのであれば、宗教は人々の生活に必要です。どこから来てどう生きてどこへ行くのかを示し、生きる苦しみを解放することが目的ですから、生活に密着していなければむしろ不自然です。イスラムのモスクは神社協の公民館として機能しています。宗教が生活の営みであることを実感したことは、私にとって大きな気付きでした。

☆事務所からの連絡☆

確定申告期は、事務処理にお時間を頂戴します。ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

3月のイベント

★個人確定申告期限等

所得税 3/16日 振替日4/23木
贈与税 " 納期限3/16日
消費税 3/31日 振替日4/30木

弊事務所への資料提出は2月末まで(原則)にお願いします。

税金マメ知識

●同族会社と代表者との土地の賃貸借

同族会社が代表者などから土地を借りる際、借地権利金の授受を行うケースは少ないですが、権利金慣行のある地域では、会社が権利金の支払いを免除されたものとして受贈益に対して法人税が課されます。この場合、権利金が不要となる代わりに高額な「相当の地代」(更地価額に対し年6%)を支払うか、無償返還届出を税務署に出すことで、課税が防げます。置場や駐車場など建物所有を目的としない場合や権利金慣行のない地域ではこの問題は生じません。逆に同族会社所有の土地を代表者が権利金を支払わずに借りる場合、会社において権利金収入が認定課税されるとともに、免除益に相当する役員賞与が認定され個人側でも課税が生じます。前述の相当の地代を支払うか無償返還届出を出せば回避できますが、後者の場合、実際の地代が相当の地代に満たないと、差額が現物給与として課税されます。

晩酌のじかん

終末は朝から食材を買出しに行き、一日かけて3日分くらいのお惣菜を数品目作り置きします。先週はキャロットラペ、レンコンきんぴら、塩茹でブロッコリ、ニラ玉炒め、卵の花炒め煮、鶏トマト煮、牛スジ煮込、チキンピリヤニ、サラダチキンを作りました。後半は味が濃くなります。毎度吞んでいます。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
☎: <https://ksk.red/>
✉: tax.akahane@ksk.red